Ⅱ．自立に向かって

家庭裁判所では離婚、親権、養育費、慰謝料、財産問題などについて、解決のお手伝いをしてくれます。また、消費者金融問題については簡易裁判所で扱います。

離婚

⑴ 離婚の種類

協議離婚

離婚については、双方が同意していれば理由は必要ありません。離婚届を役所の戸籍課に提出すれば成立しますが、どちらがこどもの親権者となるか取り決めがないと受理されません（こどもが複数の場合、一人ひとり決めることが必要です）。また、手続は簡単ですが、反面、離婚を急いで養育費などの取り決めをしなかったため、あとで養育費、財産分与、慰謝料などの請求をめぐってトラブルをおこすケースが多く発生しています。

▶

調停離婚

協議離婚で話合いがまとまらない場合に、家庭裁判所に調停の申立を行い、調停の話合いで離婚に合意すると調停離婚となります。調停はいわゆる裁判とは異なり、主に調停委員が双方の事情を聴取し、裁判官の指示のもと、当事者間で公正で具体的に妥当な合意を成立させるものです。話合いは2回、3回と回数を重ねることがあります。

▶

（審判離婚）

調停が行われて話合いにより離婚が成立しない場合において、裁判官は、当事者双方のために一切の事情を考慮したうえで、相当と認められるときには、職権で離婚の処分をすることがあります。これを調停に代わる審判といいます。審判後2週間以内に異議の申立がなければ離婚が確定します。

▶

裁判離婚

協議離婚の話し合いでも、調停、審判でも離婚が成立しない場合、離婚を請求する申立人または相手方の現在の住所地を管轄する家庭裁判所に、離婚の訴えを起こすことになります。

この場合、あわせて親権者の指定、養育費、面会交流、財産分与、慰謝料などを同時に請求することができます（面会交流は親子交流と呼ばれることもあります。）。

⑵ 離婚問題Q＆A

【離婚後の社会保障のこと】

Q１．離婚後の社会保障について知りたいのですが、どこで教えてもらえますか。

離婚により小さいこどもを引き取った場合などは、児童扶養手当や児童手当の支給、母子・父子・寡婦福祉資金による貸付、生活保護の受給や母子生活支援施設への入所などの制度があります。詳しい内容は市役所こども支援課に問合せてください。

また、ハローワークでは、職業の紹介のほか、公共職業訓練の斡旋や職業訓練手当の支給の制度等、仕事に関する相談ができます。

【こどものこと】

Q２．未成年のこどもがいる場合、離婚でどんなことに気を付けなければなりませんか。

離婚する夫婦間に未成年のこどもがいる場合、必ずどちらが親権者となるか決めなければなりません。親権者とは、こどもの養育監護や財産管理を行う法定代理人です。

このほかに、こどもの養育費や親子交流について取り決めます。取り決めにあたっては、こどもの利益を最も優先しなければなりません。

親子交流（面会交流）とは

夫婦が離れて暮らすことになってからも、一緒に暮らしていない親とこどもが定期的、継続的に交流を保つことをいいます。

親子交流は、こどもの成長のために行うものです。

Q３．離婚によって、姓はどうなりますか。（戸籍・姓）

結婚により姓を改めた配偶者は、離婚により原則として婚姻前の姓に戻ります（この場合の戸籍は、婚姻前の戸籍に戻るか、または新しい戸籍をつくることもできます。）。離婚後も結婚していた時の姓を使いたい場合は、離婚した日から3か月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」を市区町村役場へ提出すると、結婚していた時の姓を使うことができます（この場合は、必ず新しい戸籍がつくられます。）。こどもの姓については、離婚によっては変更されず、離婚後もこれまでの戸籍筆頭者の戸籍に残ります。

ほっぷ

ただ、こどもを親権者である親の戸籍に入れたいときは、家庭裁判所の許可を得て「入籍届」を市区町村役場に提出すると、親権者である親の戸籍に入ることができます(こどもの姓は親権者と同じになります。)。

Q４．養育費の額は、どのような基準で決められますか。

養育費の額は、離婚する父母の協議によりこどもの生活費の額を認定し、そのうえで父母双方の収入金額などを基礎にしてそれぞれの分担額を決めて行います。父母の協議が整わないときは、家庭裁判所に調停または審判を申し立て、分担額を決めることができます。裁判所においては、算定方式及び算定表を用いて算定するのが一般的です。

☙ 養育費とは ❧

未成熟のこどもが生活するために必要な費用を「養育費」といいます。一般的には、支払期間は子が成熟し経済的に自立することを期待することができるまで、支払方法は月払い、こどもの預金口座へ振り込む方法とする場合が多いです。支払いが長期にわたるケースが多いので、養育費の取り決めをしっかりとしておかなければなりません。

養育費の取り決めをしましょう

◆養育費の支払いは親としての当然の義務です

未成年のこどもがいる夫婦が離婚した場合、父母のどちらかを親権者として定めることになりますが、親権者とならなかった親も、こどもの親であることにはかわりなく、親として未成熟のこどもを養う責任を分担しなければなりません。

◆養育費の取り決めは書面で

養育費の支払いは、長い年月継続するものです。養育費の額、支払方法、支払う期間など、できるだけ具体的かつ明確に決めておくべきものです。

後日、その取り決めの内容について争いが生じないよう、口約束ではなく書面に残しておくことが肝要です。できれば、公証人役場で公正証書を作成することをお勧めします。

(3) 離婚などの手続案内や法律相談にのってくれる機関

★釧路家庭裁判所（裁判所合同庁舎4階）［柏木町４－７］……（☎99-1209・99-9055）
●家庭裁判所では、離婚、財産分与、慰謝料など家庭に関する「調停」「審判」などの申立手続に関する情報を提供しています。

★釧路弁護士会法律相談センター［柏木町４－３］……（☎41-3444）
●初回の弁護士の相談料については一律料金となっています。(30分)
２回、3回と相談する場合の相談料は、それぞれの弁護士に確認してください。※事前予約制

★法テラス釧路［大町１－１－１］……（☎0570-078392）
●法的トラブルの解決に役立つ法制度や関係機関の相談窓口情報を無料で提供し、経済的に余裕がない方には無料法律相談などの援助を行います。

★釧路市役所市民協働推進課（釧路市役所本庁舎２階）［黒金町７－５］……（☎31-4504）
●市民を対象に、無料法律相談を行います。原則毎月第１・３金曜日（午後１時～３時） ※事前予約制

★釧路市男女平等参画センターふらっと（MOO3階）［錦町２－４］……（☎65-1034）
●市民（女性）を対象に、無料法律相談を行います。原則毎月第２水曜日（午後１時～３時） ※事前予約制

★公証人役場（釧路公証人合同役場）［錦町５丁目３番地 三ツ輪ビル４階］……（☎25-1365）
●公証人は、原則30年以上の実務経験を有する法律実務家の中から、法務大臣が任命する公務員で、公証役場で執務しています。離婚による養育費の支払い等の公正証書を作成します。

★釧路母子家庭等就業・自立支援センター［旭町16-５］……（☎22-2401）
●離婚・親権・養育費・親子交流等の相談に弁護士が無料で応じます。 ※事前予約制・託児あり

●家庭裁判所の利用方法●

家庭裁判所では、夫婦、親子、親族などに関するいろいろな家庭内の問題で、申立てのあった家事事件について、調停や審判による解決をはかっています。

調停や審判は非公開で、関係者のプライバシーは固く守られ、形式ばらずに穏やかな雰囲気のなかで自分の考えを述べることができます。また、家庭裁判所では手続をする場合に、どこの裁判所にどのような申立てができるかなどを説明する家事手続案内を行っています。

例えば夫婦関係を調整してもらいたい場合

相手方の不貞・暴力・浪費等のため婚姻関係等が円満でない場合に、その回復を求めたり、離婚、親権者の指定、養育費、財産分与などについて話し合うことができます。

▼

家庭裁判所家事手続案内

申し立て手続や提出先などの手続案内を行います。

▼

●申立書（印紙を貼る）　**●添付書類**（戸籍謄本など）

家庭裁判所に定型の申立書が備えつけてあります。
提出先は、原則、相手方の住所を管轄する家庭裁判所です。

▼

家庭裁判所の調停手続

裁判官が必要と認める場合、家庭裁判所調査官が事実の調査を行うことがあります。

▼

申立人	相手方
調停日時通知	調停日時及び申立内容の通知

※原則本人が出頭（弁護士が代理人として出頭する場合もあります。）

▼

調停委員会

●裁判官　●家事調停委員（2名以上）

双方からの意見を聴き双方納得のうえ妥当な解決ができるよう話合いをすすめます。

▼

合意（調停成立）	合意しない（調停不成立）

調停の申立て費用について	手数料として1件につき、収入印紙（1,200円）と連絡用の切手が必要となります。

●家庭裁判所で行う手続●

家庭裁判所

調停

夫婦関係調整	離婚、親権者の指定、養育費、財産分与、慰謝料等について話し合う。 ※調停がまとまらない場合には、家庭裁判所で裁判することができます。
養育費請求	養育費を請求する（離婚後も可）。
親権者の変更	離婚時に定めた親権者から、もう一方の親に変更する。
面会交流	離婚後のこどもとの面会、交流について話し合う。
財産分与	離婚にともなう財産分与について話し合う（離婚後2年以内）。

審判

子の氏の変更	両親が離婚後に、こどもの「氏（子の戸籍）」を変更する。
失踪宣告	一定期間行方不明で生死が不明な人を死亡したとみなす。

履行勧告	家庭裁判所で決まった事項を相手方に実行させるよう勧告する（ただし、強制力はありません。）。

ほっぷ

●法テラスの利用方法●

法テラスでは、電話または面談で、解決に役立つ法制度や関係機関の相談窓口を紹介したり、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときには、弁護士・司法書士による無料法律相談や、必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立て替えを行っています。

CASE 夫との離婚問題

法テラスに電話（☎:0570-078392）

Q．よい制度はないの？

私自身は離婚したくないのですが、勝手に離婚届を出されるのではないかと不安です。

→ 法制度のご案内をします

離婚の届出を受理しないように、あらかじめ市区町村役場に申し出ることができます。

Q．相談窓口を知りたい！

こどもの養育費のことなど、ひとりでは不安なので弁護士さんに相談したいのですが。

→ 相談窓口のご案内をします

お住まいに近くの○○弁護士会の法律相談センターをご紹介します。

Q．専門家に相談したいのですが、経済的余裕がありません。

夫が調停を申し立て、裁判所から書類が送られてきたのですがよくわかりません。弁護士に相談したいのですが、経済的に余裕がありません。

→ 民事法律扶助制度を利用できます

収入等が一定額以内の方は、弁護士・司法書士による無料法律相談を受けることができます。（下記参照）

●民事法律扶助制度について●

民事法律扶助制度とは、経済的に余裕のない方に、無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立て替えをする制度です。

法律相談援助の申込み

代理援助や書類作成援助を申込みの方にも、まず無料法律相談（面談）を受けていただきます。無料法律相談を利用するには、右記「民事法律扶助利用の条件」の①と③を満たす必要があります。

無料法律相談の実施

法律相談は1回30分以内で、同一問題につき3回まで相談可能です。法テラス釧路では、法律相談を以下の方法で実施しています。

①法テラス釧路を会場とした相談

法テラス釧路を会場とした弁護士による無料法律相談です。

- ●毎週月曜日13:00～16:00
- ●事前電話予約制

（予約受付電話:0570-078392）

②弁護士・司法書士の事務所での相談

法テラスと契約している各地の弁護士・司法書士の事務所で無料法律相談を受けることができます。

民事法律扶助 利用の条件

①資力が一定額以下であること

収入等が一定額以下であること

月収（賞与を含む手取り年収の1／12）の目安は次のとおりです。

単身者	182,000円以下
2人家族	251,000円以下
3人家族	272,000円以下
4人家族	299,000円以下

保有資産が一定額以下であること

現金・預貯金の合計が、次の基準を満たすことが必要です。

単身者	180万円以下
2人家族	250万円以下
3人家族	270万円以下
4人家族	300万円以下

②勝訴の見込みがないとはいえないこと

和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。

③民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすだけや自己宣伝のためといった場合、または権利乱用的な訴訟の場合などは援助できません。

法律相談で解決しなかった場合

代理援助・書類作成援助

弁護士・司法書士に事件を委任または書類の作成を依頼する場合に、弁護士・司法書士費用を無利息で立て替えます。

①審査

代理援助や書類作成援助を利用するには、審査において上記「民事法律扶助利用の条件」の①②③を満たす必要があります。援助を申し込まれる際には、資力を証する書類・住民票・事件関連書類などをご提出いただきます。

②援助開始決定

法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士費用を決定します。決定した費用は法テラスが立て替えて弁護士・司法書士に支払い、利用者には原則として毎月5,000円～10,000円ずつ分割で償還（返済）いただきます（無利息）。

⋮

③事件終了

事件の結果を考慮し、審査の上、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士の報酬金及びその支払方法を決定します。

日本司法支援センター釧路地方事務所（法テラス釧路）

大町1-1-1 道東経済センタービル1階　☎0570-078392（平日9:00 ～ 17:00）

●債務整理の方法に関すること●

個人が債務整理をする場合、大きく分けて次の４つの方法があります。多重債務に陥り返済に困っている方は１人で悩まず、早めに専門家に相談しましょう。

任 意 整 理

裁判所を使わず、債権者との直接交渉で借金の返済方法や金額を決め直す方法です。弁護士や司法書士などに依頼することが一般的です。借金総額が比較的少額で、金利の引き直し計算で借金の減額が見込まれる場合に適しています。

特 定 調 停

簡易裁判所に調停手続をとり、裁判所に選任された調停委員が仲介することにより、整理する方法です。借金をしている貸金業者数が少ない場合で、金利の引き直し計算で借金の減額が見込まれる場合に適しています。

個人版民事再生

裁判所に申し立てをして、借金の金額を圧縮してもらい、その金額を原則３年間で返済する方法です。住宅ローンがあり住宅を手放したくない場合などに適しています。

自 己 破 産

地方裁判所に申し立てをして、債務の支払いを免責してもらう方法です。返済の見込みがなく、他の債務整理方法が使えない場合の最後の手段です。

相　談　窓　口

●釧路市消費生活相談室（釧路市役所本庁舎２階）……☎24-3000
●日本司法支援センター釧路地方事務所（法テラス釧路）……☎0570-078392
●北海道庁貸金業苦情相談専用フリーダイヤル……☎0120-1-78372
（月・金 10：00～12：00／13：00～16：00）